

Starting Up Business In Italy

イタリアで起業する



弁護士 Daniele Bagalà

弁護士 河田 憲一郎

イタリアで起業する理由

”甘い生活”という意味のイタリア語、”ドルチェ・ヴィータ (dolce vita)”は、まさにイタリアのライフスタイルの代名詞です。ファッション、料理、文化的技術の分野でイタリアが羨望の的になるほど優れていることは周知の事実。イタリアンブランドやイタリアのメーカーを数え上げたらきりがありません。列挙するならフェラーリ、マセラティ、アルファ・ロメオ、ランボルギーニ、アルマーニ、ヴェルサーチ、グッチ、ドルチェ&ガッバーナ、ピレリ。リストはまだまだ続きます。イタリアを特徴づけるのはまさにブランドなのです。

イタリアの官僚的な煩雑さは芸術の域ともいえますが、それでも最終的な着地点にきちんと物事を納めるのがイタリアです。実際、単に納めるだけに留まらず、拡大し、成功を導き、海外に輸出しています。企業家精神に対する傾倒は、顕著なほど明らかです。その中において、外国人投資家はどのスペースに分け入るか？あなたの場所をどこに見つけますか？

イタリアで起業する利点

イタリアは、その地理的位置（地中海の中心かつヨーロッパ諸国のインフラ網の中心）のおかげで国際貿易の合流点となり、ヨーロッパとその他各国との間の生来の懸け橋となっています。

中でも特に豊かな北部では、一人当たりの所得がヨーロッパでも高いレベルに数えられます。またイタリアの消費者は洗練されており、とりわけ品質に厳しいことで知られています。

起業するには

外国人投資家は、下記の方法にてイタリアでの事業活動を始めることができます。

- 外国企業の駐在事務所 (ufficio di rappresentanza) を開設
- 個人企業 (ditta individuale) として設立
- イタリアの会社を設立
- 外国企業の二次的登録事務所 (sede secondaria) または支店 (filiale) を設立

規制基準

イタリアで事業活動を始めるときの方法を選択しても、外国枠組みの投資家たちはヨーロッパで最も先進的で機能的なものひとつとみなされている法的規制的な枠組みにより保護規制されます。その枠組みとは、主に下記の内容に基づいています。

- イタリア民法に定められ2003年に広範囲が改変された会社法の本文
- 金融仲介活動に関する統一正文– TUIF (“Testo Unico in materia di intermediazione finanziaria”すなわち政令第58/1998およびその改正法と補完法) 上場企業のための具体的な条項が含まれ、金融市場と公開買い付けに関して、加盟国の各法令にイタリア国内法を調和させるため、繰り返し改正されている。
- 法人責任法(政令第231/2001およびその改正法)
- 個人情報保護法(政令第196/2003およびその改正法と補完法)
- 労働安全衛生法(政令第81/2008およびその改正法と補完法)
- 防火・電気用品安全法(大統領令第577/1982、政令第139/2006、法令第46/1990およびその改正法と補完法)、ならびに環境規制(政令第152/2006、別称環境法およびその改正法と補完法)

事業登録

- 個人または外国法人によってイタリア国内に設立された会社、および/または
 - 外国企業の二次的登録事務所
- は、所轄の企業登録簿 (Registro delle Imprese) に登録しなければなりません。

一方、

- 外国人投資家1名により設立された個人企業
- 外国企業の支店
- 外国企業の駐在事務所

は、所轄の経済経営目録 (Repertorio Economico-Amministrativo; REA) に登録しなければなりません。

所轄の企業登録簿およびREAの事務所は、会社、二次的登録事務所、個人企業、支店または駐在事務所がそれぞれ位置する場所に関連する商工業・工芸・農業会議所 (CCIAA) 内に設置されています。

1. イタリアの会社を設立してイタリアで起業する

イタリアの会社法は、主に下記の区分を定めています。

合名会社

一般的な特徴：

- 会社の債務に関してパートナー同士が無制限の連帯責任を負う
- 各パートナーが経営権を有する会社取締役を務める
- パートナーの地位は、その他全パートナーが承認する場合を除き、生存者間または遺産相続の場合も譲渡不可である

法人

一般的な特徴：

- 会社の所有者から独立した法人格が認められている
- 会社の所有者の責任は有限である。すなわち、各所有者の責任は、彼/彼女が同社に出資してきた現金または資産に限定される
- 所有権と経営権が分立している。従って、会社の所有者は必ずしも会社の取締役ではなく、取締役は必ずしも会社の所有者ではない
- 所有権は生存者間または遺産相続の場合も自由に譲渡できる

1. イタリアの会社を設立してイタリアで起業する

イタリアで最も普及している法人の種類は、株式会社(株式による有限責任を持つ会社 Società per Azioni; S.p.A.)と、有限責任会社(割当による有限責任を持つ会社 Società a responsabilità limitata; S.r.l.)です。

どちらの種類会社も、片務的法律文書(設立者が1名の場合)または契約書(設立者が複数の場合)の形の基本定款(または設立証書)を介して設立しなければなりません。この文書は会社の定款(または内規)、すなわち、会社が存続している間、同社の業務を管理する規則一式により補完されます。会社所有者たちが長年の間にこうした規則の一部または数か所を変更すると決定する場合、定款は一貫して改正しなければなりません。一方、基本定款は時間が経過しても改正せず当初のままとなります。従って、会社を規定する各条項は常に現行の定款により担保されていなければなりません。

1-A. 株式会社 (Società per Azioni; S.p.A.)

株式会社は、主要な企業形態であり、そのため多額の資本金を要する企業のニーズに最も合致します。

株式資本および株券

株式会社の株式資本は、50,000ユーロ以上でなければならず、この資本は”株券”に分割されます。電子化証券とすることも可能です。

株式資本額は、株式会社の設立時に決定し、会社設立者全員で出資しなければなりません。従って設立者が1名の場合の出資金は単一となります。複数の場合は、資本金の総額が出資されるまで全員が株式資本の(それぞれ異なる)比率分を出資しなければなりません。

出資を介して、各株主は基本定款の締結時の出資金の比率分を支払うことを請け負います。支払いは、同株式会社への現金出資(会社の出納係または会社名義の口座宛)もしくは、基本定款に明示されている場合、出資額相当の価値を有する現物出資または債券出資により実行することができます。

設立者が複数で、これらの出資金を現金で支払う場合は、各自の株式総額をすべて前金で支払う必要はありません。設立者たちは、最初に最低25%分のみを前払いする権利を有し、残る75%分は経営機関の要求に伴い一貫して後日支払うことに同意します。

一方、現物出資または債券出資で支払う場合、株式資本はまとめて全部支払わなければなりません。

設立者が1名の場合は、現金または現物(すなわち、商品または債権)出資の方法に関わらず、彼/彼女は株式資本の総額を前金で支払わなければなりません。

また設立株主が株式のために資本剰余金の支払いを希望する場合は必ず、同株式会社の設立時に全額が支払わなければなりません。

基本定款が有効な企業登録簿に登録され、株式会社が設立されると、同社は自社の資本金となる株式を発行することができます。

1-A. 株式会社 (Società per Azioni; S.p.A.)

法人

株主総会

株主総会は、株式会社の最高機関、すなわち株主たちが会社に対する自らの意向を形にする会議体であり、株主総会の意向は経営機関により実施されます。株主たちは一括して決議案を承認し、会議中に合法的に承認された決議案は、欠席者および同決議案の承認に反対票を投じた人を含む株主全員に拘束力があります。ただし、場合により、このような当事者は法に定められた手順に従って、退社することが可能です。

経営機関

経営機関は、会社の経営に関する責任を負います。常時および臨時の業務を行う中でその遂行に際し、法律により株主の承認が必要と定められている会社の管理行為を除き、経営機関は株主からの承認を取得する必要がありません。

いずれの場合も、経営機関の構成は、同会社が採択したコーポレート・ガバナンスのモデルに依拠します。これは例え、いわゆる”通常”モデル(より一般的なもの)に基づいて、複数の取締役(すなわち取締役会)から構成されている経営機関または、1名の取締役(すなわち唯一の取締役)からなる経営機関に会社経営が委託されている場合も同様です。取締役会は、執行委員や常務取締役にその管理権限の一部を委任することができます。経営機関はまた、その他の法規定が特定の種類の企業に関連した規制や要件を定めていない限り、法人団体であっても構いません。

管理機関

管理機関は、企業の運営監督および/または会計監査を行う責任があります。なお会計監査は、独立した監査法人に委託される場合もあります。いわゆる”通常”モデルのコーポレート・ガバナンスにおいては、経営管理は、3名または5名の監査役と2名の補欠監査役で構成される監査役会に委託されます。一方で、会計は社外監査役1名または監査役登録簿に加盟している監査法人により監査されます。

1-B. 有限責任会社 (Società a responsabilità limitata; S.r.l.)

有限責任会社とは、会社の責任が割当により制限されている企業のこと、株式会社よりもはるかに合理化された法人構造を有しています。特にイタリアの法律では、会社の機能や組織その他の特徴を設定し、特定のニーズに合わせてそれらを適応させる際に、設立割当権保有者に対し、より広範囲の自由が与えられているためです。実際、基本定款および定款には、有限責任会社を規定する法律の多くが適用除外となります。

1-B. 有限責任会社 (Società a responsabilità limitata; S.r.l.)

資本と割当

有限責任会社の資本は、10,000ユーロ未満1ユーロ以上でなければならず、“割当”に分割されます。資本金額はその有限責任会社の設立時に決定し、(株式会社と同様)設立割当権保有者全員で出資しなければなりません。割当は電子化されています。

株式会社と同様、設立者が複数の場合、これらの出資金を現金で支払う場合は、割当分の全額をすべて支払う必要はありません。設立者たちは、最初に25%分のみを前払いすることができ、残る75%分は経営機関の要求に伴い後日支払うことに同意します。一方、設立者が1名の場合は出資金の全額を支払わなければなりません。また、複数の割当権保有者が現物出資または債権出資を行おうとする場合も同様です。

割当に対する剰余金はいずれも常に全額前払いしなければなりません。

株式会社と異なり、割当権保有者はまた、有限責任会社に提供されるサービスの価値を1名または複数で出資することができます。応募資金は、サービスの価値を出資すると選択した割当権保有者たちにより全額が支払わなければなりません。この出資は、有限責任会社に対するこうしたサービスを提供するため割当権保有者が宣言した公約の形を取っていなければなりません。

有限責任会社の各割当権保有者は、それぞれ異なる応募資金の比率に相当する、唯一の割当のみを有します。割当権保有者が1名の場合は、彼/彼女の割当が全資本となります。

基本定款に定められていない限り、各割当の価値は、同社に対する割当権保有者の出資価値に比例して計算されます。そして、彼/彼女の権利(投票権、利益共有権など)もまた、比例して決められます。例えば、もし1名の割当権保有者がとある有限責任会社の60%の資本を有していたら、彼/彼女は全資本の60%に相当する割当の所有者となり、同社の利益の60%を受け取る権利を有します。また彼/彼女の投票は、割当権保有者の決議案を通過させるために必要な定数の60%に相当します。

ただし、割当権保有者が基本定款またはその後の定款内に、同社に対する出資の価値に比例しない割当を定める場合、また特定の割当権保有者に対する特別権を設定する場合はこれに準じません。

割当権保有者総会

法人と割当権保有者総会

割当権保有者は、いわゆる株主総会で合議により、法律または会社の定款に定められた決定を採択することができます。ただし、定款には、成文化された協議または書面による同意など、(特定の問題に関連しない限り)より合理化された手続きを通して採択した決議案が規定されることもあります。

経営機関

定款に定められていない限り、有限責任会社の経営は、割当権保有者自身が任命する1名以上の株主に委ねられます。

然るがゆえに、有限責任会社は唯一の取締役または複数の取締役によって経営される場合があります。後者の場合、同社は(i) 取締役会、(ii) 複数経営、(iii) 共同経営の管理体制のいずれかを採用することができます。

経営機関はまた、その他の法規定が特定の種類の企業に関連した規制や要件を定めていない限り、法人団体であっても構いません。

定款には、決定に際し経営機関が招聘される一連の特定の問題について、複数の管理体制が用いられることが定められています。いずれの場合も、取締役の決定はすべて、コーポレートブックに文書化しなければなりません。

1-B. 有限責任会社 (Società a responsabilità limitata; S.r.l.)

管理機関

有限責任会社においては、経営管理および会計監査は監査役会または唯一の監査役に委託されます。

管理機関は、次のような特定の状況が発生した場合を除いて、必須ではありません。

会社が

- 50,000ユーロ以上の資本を有する場合、または
- 連結決算を維持しなくてはならない場合、または
- 法定監査を余儀なくされた会社を管理している場合、または
- 2年に渡り、: (i) 貸借対照表の総資産が44億ユーロ、(ii) 販売およびサービスからの収益が88億ユーロ、(iii) 年間平均雇用労働者数が50名の限度を超えた場合

会社が100万ユーロ相当を超える収益または純資産を得られた場合は必ず、管理機関は、唯一の監査役ではなく、監査役会にならなければなりません。

法定監査は、割当権保有者総会が監査役1名または監査法人に委託する場合を除き、管理機関により実施されます。いかなる撤回も、法律に従い割当権保有者の決議によるのみ承認しなければなりません。

1-C. 簡易有限責任会社

(Società a responsabilità limitata semplificata; S.r.l.s.)

近年、通常の形態に加えて新たな種類の有限責任会社が導入されました。

簡易有限責任会社 (Società a responsabilità limitata semplificata; S.r.l.s.)

通常の有限責任会社S.r.l.と簡易有限責任会社S.r.l.s.の違い

(i) S.r.l.s. は、個人でのみ設立することができます (全額出資の簡易有限責任会社が許可されている)。従って、法人(会社など)は除外されます。S.r.l.s.の割当権保有者は個人でなければならず、法人であってはなりません。一方、通常のS.r.l.は個人並びに法人が設立することができます。

(ii) S.r.l.s.の資本金は、現金でのみ出資しなければなりません。一方、通常のS.r.l.の場合は、現物または債券およびサービスの出資で行うことも出来ます。S.r.l.s.の現金出資は中でも、同社を設立する際に直接経営機関に支払わなければなりません。これはつまり、その課金を直ちに受諾するため、経営機関が公証人を前にしてその会社の設立に立ち会わなくてはならないということを意味しています。また、公証人を前にして、企業の資本金が払い込み済であることを正式に述べる必要があります。

S.r.l.の場合も資本金は直接経営機関に支払わなければなりません。

(iii) S.r.l. は約2.500ユーロ、S.r.l.s.は1.000 ユーロ、と設立費用が異なります。

2. イタリアに支店を開設する

外国企業の支店は、法的に自律していなくても、会社自体とは別個の単体になります。実際の問題として、企業本社に関して支店は組織的にも意思決定の面でも自主性を有しています。

外国企業のイタリア支店を開設することで、同国内に完全子会社を設立する場合と比べ、より合理的かつ費用効果の高い組織をイタリアで運営することができます。さらに、外国企業は海外と同様にイタリアで同一のビジネスを遂行するためこの支店を利用することができます。これは、外国企業が、直接の生産関連活動を行うことが出来ない駐在事務所を開設するだけでは出来ないことです。

内部組織に係る限り、正規支店と二次的(登録)事務所を区別する必要があります。

外国企業の二次的事務所は通常、代理人としての全権を有する常駐の会社代表(執行役を意味する“*institore*”と呼ばれ、執行役代理権“*procura institoria*”が委任される)が経営し代表を務めます。この会社代表は、会社に代わって二次的事務所のために事業を行い、同国内での対外関係を処理します。

一方、正規支店とは、少なくとも原理的には、外国企業の経営機関および法定代理人により経営され、法的に代表されます。しかし実際には、支店運営のために会社はしばしば現地のマネージャー(執行役すなわち*institore*)を任命します。

税目的に関しては、二次的事務所および支店は両者とも恒久的施設とみなされ、課税対象となります。そのため、所有の帳簿を保管し、付加価値税 VAT と所得税還付を毎年税務当局(歳入庁)に申告しなければなりません。また、関連する商工会議所へ外国企業の年次報告書も提出する必要があります。

3. 駐在事務所を開設する

外国企業が、事業を設立する前にイタリア市場の感触をつかみたい場合や事業の促進活動を目的としている場合、イタリアに駐在事務所を開設することができます。

イタリアの現行法には、“駐在事務所”の公的な定義が明記されていません。そのため、二重課税を避け、脱税を防止するために、OECDモデル条約を参照することが標準的な慣行となっています(イタリア法162条いわゆる歳入税統合法、大統領令第917/1986参照)。

また、“単純”駐在事務所と、代理機能の実行のみに従事しているわけではない駐在事務所とを区別するのが常に標準的な解釈となっています。

“単純”駐在事務所とは？

これは、外国企業がイタリアにおいて行うマーケティング活動や普及活動、または科学的調査や市場調査、あるいはその他の情報収集活動に限定的に従事する所定の位置にある事業所のことです。言うなれば、“単純”駐在事務所は、イタリア市場に参入するための補助的あるいは準備的役割のみを担い、生産関連活動または商業活動を行うことは出来ません。

然るがゆえに、税目的について、“単純”駐在事務所は外国企業の“恒久的施設”と考えられることはなく、そのため課税対象にはなりません。従って、このような事務所では帳簿を保管し、財務諸表を公開したり、所得税または付加価値税VATの還付を申請したりする必要はありません。ただし、外国企業の本社によって賄われる経費(例えば人件費、事務機器など)を文書化するために、通常の財務諸表をつけておく必要があります。

“単純”駐在事務所の開設は、当事務所が開かれる場所にある所轄のREAの事務所に報告するのみで行うことができます。申請は、イタリアの個人納税者番号を付与された外国企業の法定代理人(またはイタリア個人納税者番号を持ち、代理人特権を有する事実上の代理人)によって唯一の届け書で行われなければなりません。REAに受領されると、歳入庁から“単純”駐在事務所に臨時納税者番号が付与されます。

3. 駐在事務所を開設する

“代理機能の実行のみに従事しているわけではない駐在事務所”の違いは？

第一に、このような事務所は、生産関連活動または商業活動には従事しないながらも、単純駐在事務所とは異なり、会社事業に対して非商業的サービス、準備的サービス(展示や物品の購入と保管、情報収集、広告、リサーチ、その他の補助的または準備的な活動など)を第三者に提供することができます。もちろん、この種の駐在事務所と第三者との関係統治は、第三者および同事務所を設立した外国企業との間で合意するものでなければなりません。

従って、このような非単純駐在事務所は恒久的施設と考え、課税対象とするのが標準的な解釈方法です。そのため、所轄のREAへの登録と納税者番号の保有に加えて、同事務所はまた、VAT登録番号を所轄の歳入庁事務所から取得しなければなりません。申請は、イタリアの個人納税者番号を付与された外国企業の法定代理人(またはイタリア個人納税者番号を持ち、代理人特権を有する事実上の代理人)によって唯一の届け書で行われなければなりません。REAに受領されると、歳入庁から”非単純”駐在事務所に臨時納税者番号が付与されます。

また“単純”駐在事務所と異なり、個別の帳簿を保管し、付加価値税VATおよび所得税の還付を毎年申告しなければなりません。さらに、所轄の商工会議所へ外国企業の年次報告書も提出する必要があります。